平成２５年（フ）第５０号
静岡県袋井市山科3253番地の２
破産者　久野　久子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
三重県津市乙部16番３号
破産者　寺田和佳子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３号
三重県志摩市志摩町和具570番地
破産者　塩本　里佳
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４号
京都府京丹後市峰山町荒山1997番地
破産者　安田　祐子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７４号
兵庫県西脇市郷瀬町669番地の90
破産者　梅原　法子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３６６号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　町営住宅中喜来団地234号室
破産者　井出　久榮
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７８号
徳島県徳島市上八万町田中612番地
破産者　立道　公子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８７号
徳島市城東町２丁目４番５号　住吉東団地４－304
破産者　藤丸　雄大
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
徳島市昭和町６丁目41番地の２
破産者　濱井加世子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦834番地１
破産者　三好　光雄
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第６１号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦834番地１
破産者　三好　昌代
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２号
愛媛県大洲市森山甲388番地
破産者　上田　圭子
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第３号
愛媛県大洲市徳森2413番地15
破産者　小野　里美
１　決定年月日　平成25年４月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第４２号
新潟市西区小針１丁目30番17号　サンモール小針101、前住所新潟市西区真砂４丁目６番17号　リミテッド102号
再生債務者　小野理恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第５７号
奈良県桜井市大字川合274番地の３
再生債務者　斉藤　淳志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日　奈良地方裁判所

平成２４年（再イ）第８７１号
千葉県松戸市常盤平３―24―１―３街区４棟408、開始決定時千葉県松戸市常盤平４―15―Ｅ街区55棟302
再生債務者　吉村敬一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第７３０号
東京都葛飾区西水元３―17―23―202
再生債務者　竹内　　悠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第９７号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目５番26号
再生債務者　大瀬良博司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第４０６号
東京都三鷹市下連雀３―32―６―603
再生債務者　高橋　京子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第２２号
釧路市松浦町９番７号アーバンコートＭＳ201号、住民票上の住所釧路市松浦町９番７号ハーバーシティ松浦201号
再生債務者　工藤　重維
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日　釧路地方裁判所

平成２４年（再イ）第２０４号
さいたま市北区土呂町２丁目61番地28　ドルチェ102
再生債務者　齋藤　令明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４２号
福岡県小郡市大板井267番地12
再生債務者　辻　　正博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２３７号
横浜市港南区東芹が谷16番８―508号
再生債務者　林　　雄彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月12日
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三十五種郵便物認可